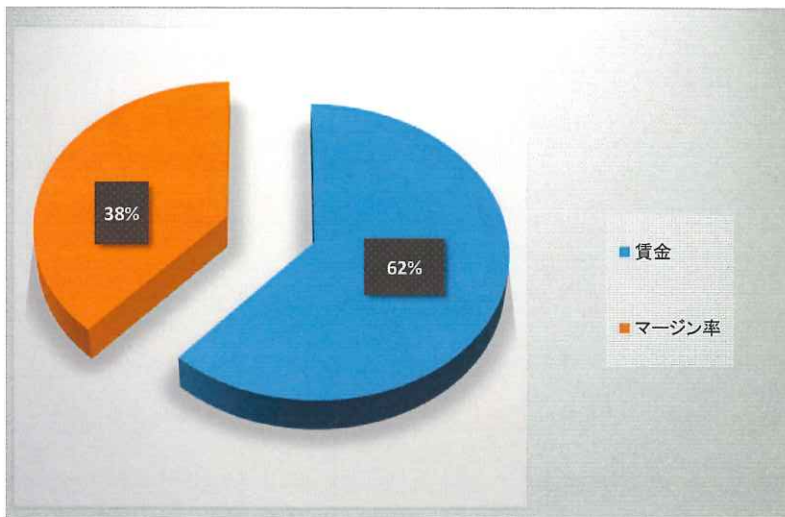


マージン率について

38.3 %

【対象期間】
令和2年4月～令和3年3月

平成24年10月1日の『改正労働者派遣法』の施行により、派遣元事業主(弊社)による『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う料金の差額の割合(マージン率)』の公開が規定されました。従って事業所における情報提供項目を公開致します。



※マージン率の中には (1) 社会保険料 (2) スタッフの有給休暇負担 (3) 会社運営費 (4) 営業利益が含まれております。

- ① 令和3年3月末日現在 派遣労働者数 90 人
- ② 令和2年度 派遣先事業所数 7 社
- ③ 令和2年度 労働者派遣に関する料金の額の平均 18,648 円 (8時間 全業務平均)
- ④ 令和2年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 11,500 円 (8時間 全業務平均)

⑤ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
入構前教育	雇入時	OFF-JT	無償	有給
工程QC	派遣中	OFF-JT	無償	有給
防災訓練	派遣中	OJT	無償	有給

※キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口: 堤、河村 TEL: 052-611-4677

⑥ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

○協定労使を締結している

- ・協定労働者の範囲(輸送用機械機器組立、化学製品製造、プラスチック製品製造、電子機器部品組立、一般事務)
- ・協定書の有効期間終期 令和4年3月31日

株式会社 クロビジ
許可番号 派23-300249